

## 地方自治法の一部改正案に関する要望

この度、国から、地方議会制度などについて地方自治法の一部改正を行う法律案の概要が提示された。

今般の改正は、本年1月26日総務省において取りまとめられた「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」によれば、地方行財政検討会議においてこの一年間に検討されてきた中で、速やかに制度化を図ることが必要であると考えられる事項を抽出したものとされている。

改正案の概要によると、昨今の自治体運営上問題となった事項への対応や、本会が従来から申し入れてきた事項への対応が含まれているが、十分とは言えない点もある。

一方、地方自治法の抜本改正を目的としているにもかかわらず、全体像をはっきりと示さない前に部分的に重要な制度改正を進めようとしており、戦後初めてと言える大掛かりな制度改正にしては拙速と言わざるを得ない。

よって、今回の改正案について、下記のとおり要望する。

### 記

#### 1 通年の会期について

議会が通年の会期を選択した場合、会議を開く定例日について毎月1日以上を条例に定めること、長等の議場への出席義務について定例日の審議及び議案の審議に限定することとされているが、どのように議会を運営するかは、それぞれの自治体の条例又は会議規則に委ね、「毎月1日以上」等の要件は法律上削除すること。

#### 2 議会の招集権について

議会が自主・自立的に政策を立案し、あるいは執行機関を厳しく

チェックすることが求められる今日、議会の運営は議会の責任で行うべきであり、議会を開く権限が議会側がないこと自体考えられないことである。

従って、議会の招集権は議長に付与することとし、一般選挙後の議長を選挙する会議の招集は、長あるいは都道府県知事の招集によることなく、条例又は会議規則でもってあらかじめ定める方法で議場へ集合できるよう法律上明記すること。

### 3 一般再議について

条例及び予算に係る一般再議における議決は、3分の2以上の特別多数議決となっているが、他の再議が単純多数議決となっていることと比べ特に差を設ける理由はなく、単純多数議決に改めるべきであること。

なお、再議権の行使にあたっては、公聴会の意見など客観的な判断を採り入れるようにすること。

### 4 直接請求制度、住民投票制度及び広域制度について

地方公共団体の基本構造がしっかり定まってないうちに、直接請求制度、住民投票制度、広域制度といったこれからの地方自治の根幹に関わる事項について、その一部分を取り上げ先行して改正しようとする事は、抜本改正の精神に反すると言わざるを得ない。

直接請求制度、住民投票制度及び広域制度は、更に議論を深め、全体像がまとまった時点において改正の要否等を判断すること。

平成23年2月9日

全国町村議会議長会